

製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金 交付要綱

(通則)

第1条 製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、多くのエネルギーを消費している製造業の工場等において、省エネ・脱炭素化を促進するモデルとなる取組を創出し、その取組を市内中小製造業に波及させていくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、市内に本店（個人事業主は住所）を有するもの。
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
 - ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- (2) 「製造業」とは、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における製造業（大分類番号E）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 製造業を営む市内に製造拠点を有する中小企業者等であること。
- (2) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるもの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。
- (3) 市税を滞納している者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、省エネ・脱炭素化に資する設備導入及び設備の運用改善を行う取組であり、かつ以下の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設備を導入する施設全体の年間二酸化炭素排出量が 10%以上低減することが見込まれること。
- (2) 導入設備は、市内の製造拠点に導入するものであり、かつ補助対象者が自ら所有し、使用すること。
- (3) 別表 1 で定める省エネ・脱炭素化に関する外部専門家から助言・指導を受けて行う取組であること。
- (4) 申請する事業について、国、自治体が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費、補助率及び上限額）

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表 2 に掲げる経費であって、第 7 条の規定に基づく実施期間内に支出され、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 補助率は 3 分の 2 とする。
- 3 補助金の上限額は 1,000 万円として、予算の範囲内で交付する。なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（補助対象事業の実施期間）

第 7 条 補助対象事業の実施期間は、第 9 条の規定に基づく交付決定日以降とし、事業終了日は申請のあった年度の 2 月末日（土日祝日の場合はその前日）までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長に対し、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 年間二酸化炭素排出量 算定書（様式3－1）
- (4) 年間二酸化炭素削減量 算定書（様式3－2）
- (5) 収支予算書（様式4）
- (6) 補助対象経費積算書（様式5）
- (7) 宣誓書（様式6）
- (8) その他市長が別に指示する書類

2 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合には、別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは補助金交付決定通知書（様式7）により、不決定としたときは補助金不交付決定通知書（様式8）により申請者に通知する。

(計画変更の承認等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式9）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
 - (2) 導入設備の変更など、補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合（導入設備に変更がなく、当該設備の価格のみが変更される場合など）で、その事業費について20パーセント以内の額の変更の場合は、この限りでない。
 - (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更等承認通知書（様式10）により、補助事業者に通知する。
- 3 計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合には、第9条において交付決定した補助金の額は変更しない。
- 4 計画の変更に伴い、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって第6条の規定を適用する。

(財産の管理および処分)

第11条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、その取得価格又は効用の増加額が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、処分制限財産について、補助事業の完了の年の翌年から起算して「総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）」で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間。以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は第9条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したとき（第10条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から14日以内に、以下に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式11）
- (2) 補助金精算書（様式12）
- (3) 補助対象経費内訳書（様式13）
- (4) その他市長が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第11条第1項に規定する処分制限財産を有し、同条第3項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金確定額の通知)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式 14）により、補助事業者に通知する。

- 2 内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第 9 条において交付決定した補助金の額は変更しない。
- 3 内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第 6 条の規定を適用する。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金は、前条の規定による通知後、速やかに交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合
- (3) 廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となった場合
- (4) 前 3 号の規定のほか、市長が補助金の交付について不適当と認める場合

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 17 条 市長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 19 条で定める割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、補助金適正化法第 19 条で定める割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第18条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については経済観光局長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

別表1（外部専門家の要件）

以下のいずれかの資格を有し、又は省エネルギー関連の実務について10年以上の経験を有することを職務経歴書等で示せる者であること。

<資格>

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・技術士（電気電子部門・建設部門・衛生工学部門） | ・ボイラー・タービン主任技術者 |
| ・エネルギー管理士 | ・管工事施工管理技士 |
| ・建築士（1級） | ・配電制御システム検査技士 |
| ・建築設備士 | ・エネルギー診断プロフェッショナル |
| ・ガス主任技術者（甲・乙） | ・エネルギー診断プロフェッショナル（ビル実践） |
| ・電気工事士 | ・ビル省エネ診断技術者 |
| ・電気主任技術者 | ・EMS審査員 |
| ・電気工事施工管理技士 | |

別表2（補助対象経費）

設備費	補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費
設計費	補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

委託費	補助事業の実施に必要な外部専門家によるコンサルティング等の経費
なお、以下の経費は補助対象としない。	
1	消費税及び地方消費税相当分
2	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
3	補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費
4	振込手数料
5	その他市長が不適当と認める経費

様式 1

補助金交付申請書

令和 6 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)

所 在 地

企 業 ・ 団 体 名

役職・代表者氏名

製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記の事業に関し補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

2 補助金交付申請額

_____ 円 ※千円未満切り捨て

3 事業の実施期間

開始日：交付決定日～完了日：令和 6 年 月 日

《申請担当者》

※申請者と同一の企業等における担当者情報を記入（申請代行者は不可）

※全ての項目の入力必須

部 署

職・氏名

T E L

E-mail

様式2

事業計画書

1 申請者の概要

申請者名（企業名）			
主たる業種 ※当てはまるものに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	<input type="checkbox"/> 食料品製造業 <input type="checkbox"/> 飲料・たばこ・飼料製造業 <input type="checkbox"/> 繊維工業 <input type="checkbox"/> 木材・木製品製造業（家具を除く） <input type="checkbox"/> 家具・装備品製造業 <input type="checkbox"/> パルプ・紙・紙加工品製造業 <input type="checkbox"/> 印刷・同関連業 <input type="checkbox"/> 化学工業 <input type="checkbox"/> 石油製品・石炭製品製造業	<input type="checkbox"/> プラスチック製品製造業 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業 <input type="checkbox"/> なめし革・同製品・毛皮製造業 <input type="checkbox"/> 窯業・土石製品製造業 <input type="checkbox"/> 鉄鋼業 <input type="checkbox"/> 非鉄金属製造業 <input type="checkbox"/> 金属製品製造業 <input type="checkbox"/> はん用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> 生産用機械器具製造業	<input type="checkbox"/> 業務用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> 電子部品・デバイス・電子回路製造業 <input type="checkbox"/> 電気機械器具製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信機械器具製造業 <input type="checkbox"/> 輸送用機械器具製造業 <input type="checkbox"/> その他の製造業
本事業を実施する 製造拠点の所在地			
設立年月日（和暦）	年 月 日	資本金	千円
従業員数	人		

2 事業の具体的な内容

本事業を行う目的 ※事業実施の背景や目的、自社におけるこれまでの省エネ・脱炭素化に関する取組内容を記載してください。
本事業の実施内容 ※設備の導入及び設備の運用改善の取組の具体的な内容を記載してください。

設備の先進性

※設備の先進性に関する具体的な説明を記載してください。

本事業の実施体制

※本事業を実施する社内体制や外部専門家（省エネコンサル等）について、図を用いて説明してください。

本事業の波及効果

※本事業の実施により見込まれる市内製造業への波及効果を記載してください。

3 二酸化炭素削減量の概要

※A～Cの算定の過程については、様式3-1、3-2に記載してください。

令和5年1月～12月における施設全体の年間二酸化炭素排出量（A）	t-CO2
先進的な設備の導入による削減量（B）	t-CO2
設備の運用改善の取組による削減量（C）	t-CO2
削減率 ((B + C) ÷ A) × 100	%

4 外部専門家

企業（団体）名			
専門家名			
主な資格	<input type="checkbox"/> 技術士（電気電子部門・建設部門・衛生工学部門） <input type="checkbox"/> エネルギー管理士 <input type="checkbox"/> 建築士（1級） <input type="checkbox"/> 建築設備士 <input type="checkbox"/> ガス主任技術者（甲・乙） <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 電気工事施工管理技士	<input type="checkbox"/> ボイラー・タービン主任技術者 <input type="checkbox"/> 管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 配電制御システム検査技士 <input type="checkbox"/> エネルギー診断プロフェッショナル <input type="checkbox"/> エネルギー診断プロフェッショナル（ビル実践） <input type="checkbox"/> ビル省エネ診断技術者 <input type="checkbox"/> EMS 審査員	
※上記資格を証明する、資格者証の写しを提出してください。			
省エネ・脱炭素化関連の実務経験 <u>（上記の資格を保有していない場合のみ記載）</u>			
※省エネルギー関連の実務について 10 年以上の経験を有することを示す職務経歴書等も併せて提出してください。			

※外部専門家が複数となる場合は、適宜表を追加してください。

5 スケジュール

様式3－1

年間二酸化炭素排出量 算定書【事業実施前】

※令和5年1月～12月における施設全体の年間二酸化炭素排出量について記載してください。

電気及び燃料種別	年間使用量	単位当たり発熱量	発熱量	排出係数	CO ₂ 排出量
①買電(自家発電分を除く)	千kWh	—	—	0.533 t-CO ₂ /千KWh	0.00 t-CO ₂
②揮発油(ガソリン)	kL	33.4 GJ/kL	0.00 GJ	0.0187 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
③灯油	kL	36.5 GJ/kL	0.00 GJ	0.0187 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
④軽油	kL	38.0 GJ/kL	0.00 GJ	0.0188 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑤A重油	kL	38.9 GJ/kL	0.00 GJ	0.0193 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑥B・C重油	kL	41.8 GJ/kL	0.00 GJ	0.0202 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑦液化石油ガス(LPG)	t	50.1 GJ/t	0.00 GJ	0.0163 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑧液化天然ガス(LNG)	t	54.7 GJ/t	0.00 GJ	0.0139 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑨天然ガス(液化天然ガスを除く)	千m ³	38.4 GJ/千Nm ³	0.00 GJ	0.0139 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑩都市ガス	千m ³	45 GJ/千Nm ³	0.00 GJ	0.0509 t-C/GJ	0.00 t-CO ₂
⑪その他()					
⑫その他()					
⑬その他()					
					排出量 0.00 t-CO ₂

※排出係数の参照元

①電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)R4年度実績(R5.12.22 環境省・経済産業省公表)

②～⑨算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧(R6.1.16 環境省公表)

⑩北海道ガスホームページ「北ガスが供給する都市ガスについて」https://www.hokkaido-gas.co.jp/home/knowledge/toshi_gas/kind.html

※上記に該当しない燃料については、「⑪～⑬その他」の括弧内に当該燃料名を記載のうえ、各数値を記載し、CO₂排出量を算定してください。併せて、単位当たりの発熱量、排出係数の根拠となる資料も示してください。

年間二酸化炭素削減量 算定書【事業実施後】

1 先進的な設備の導入による削減量

先進的な設備の導入及び設備の運用改善の取組の内容と、二酸化炭素削減量を算定してください。

※明細番号ごとに、算定の根拠となる計算式及びカタログ等の資料を添付し、当該資料の右上に明細番号を記載してください。

※事業の実施内容に応じて、表を追加・削除してください。

《設備の入れ替えの場合》

明細番号 1

項目	比較設備	導入予定設備
メーカー		
設備名称		
型番・型式等		
製造年		
台数	台	台
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	t-CO ₂
二酸化炭素削減量		0 t-CO ₂

《省エネに資する設備を新たに導入する場合》

明細番号 2

項目	導入予定の省エネ設備	使用設備 (省エネ設備使用前)	使用設備 (省エネ設備使用後)
メーカー			
設備名称			
型番・型式等			
製造年			
台数	台	台	
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
二酸化炭素削減量			0 t-CO ₂

先進的な設備の導入による二酸化炭素削減量（合計）

0 t-CO₂

2 設備の運用改善による削減量

明細番号 1

取組内容		
項目	取組前	取組後
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	t-CO ₂
二酸化炭素削減量		t-CO ₂

明細番号 2

取組内容		
項目	取組前	取組後
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	t-CO ₂
二酸化炭素削減量		t-CO ₂

設備の運用改善による二酸化炭素削減量（合計） 0 t-CO₂

様式4

収支予算書

1 収入

単位：円

区分	補助事業に要する経費	備考
自己資金		
補助金		
その他（ ）		
合 計	0	

2 支出

単位：円

経費区分	補助対象経費 (税抜)	備考
設備費		
設計費		
工事費		
委託費		
合 計	0	

※補助金交付申請額については、補助対象経費の2/3以内かつ1,000万円以内。
千円未満の端数を切り捨て。

様式 5

補助対象経費積算書

経費区分	品名	備考 (設備の種類・使用用途等)	金額(円) ※税抜			発注先
			数量	単価	金額計 (数量×単価)	
①設備費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
②設計費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
③工事費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
④委託費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
補助対象経費合計 ※税抜			0			

宣 誓 書

令和 6 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)

所 在 地

企 業 ・ 団 体 名

役職・代表者氏名

下記のすべての事項に該当していることを宣誓いたします。

記

- 1 製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱及び公募要領に定める要件を満たしていること。
- 2 交付決定された場合でも、事業実施期間までに設備等の納品及び支払いが完了できなかった場合には補助金が支給されないことについて、了承していること。
- 3 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- 7 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

様式 7

補助金交付決定通知書

札幌振第 号

令和 年 (年) 月 日

様

札幌市長 秋元 克広

令和 年 月 日付けで申請のあった製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱に基づく補助金について、同要綱第 9 条の規定により審査した結果、下記のとおり補助することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額等

補助対象経費 金 円
補助金交付決定額 金 円

2 補助金は事業終了後、確定された金額を速やかに交付する。

3 補助対象事業期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業終了後、別に定める様式により事業実績報告書を作成し、速やかに市長あて提出すること。
- (2) 事業内容及び経費の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 補助金は目的以外に使用しないこと。

5 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたときその他市長が補助を不適当と認めたときは、補助を取り消し又は補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命じることがある。

6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項及び製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱 14 条の規定により隨時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させことがある。

様式8

札幌振第 号
令和 年(年)月 日

様

札幌市長 秋元 克広

補助金不交付決定通知書（審査結果について）

この度は、製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金の申請をいただき、誠にありがとうございました。

貴社からの申請内容については、審査項目に基づき選考を行った結果、残念ながら貴社の申請は不採択となりましたので、お知らせいたします。

今後とも、引き続き本市の市政推進にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上

計画変更等承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)

所 在 地

企 業 ・ 団 体 名

役職・代表者氏名

令和 年 月 日付け札産振第 号により交付決定を受けた製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱に基づく補助金について、
変更（中止）の承認を受けたいので、同要綱第 10 条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 変更後の補助金申請額 金 円

3 変更の内容・理由

注

- この様式は、補助事業等の内容の変更又は中止の際に使用すること。
- 「令和 年 月 日付け第 号」については、当時の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

計画内容変更等承認通知書

札幌振第 号
令和 年(年)月 日

様

札幌市長 秋元 克広

令和 年 月 日付で申請のあった製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱に基づく事業内容変更等承認申請について、同要綱第 10 条の規定により審査した結果、下記のとおり変更することを承認したので通知します。

記

1 変更の内容

(補助対象経費の内訳)

経費区分	変更前	変更後
設備費		
設計費		
工事費		
委託費		
合 計		

2 変更後の補助金交付決定額

金 円

実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)

所 在 地

企 業 ・ 団 体 名

役職・代表者氏名

令和 年 月 日付け札産振第 号により交付決定（変更決定）を受けた事業を完了しましたので、製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

1 事業報告内容

(1) 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) 実施内容

別紙のとおり

2 補助金額等

補助対象経費 _____ 円

補助金額 _____ 円

3 振込先口座

金融機関名		店 名	支店
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※口座名義は、交付申請者と同一にしてください。

別紙

1 先進的な設備の導入結果

※導入した設備の内容（使用開始日、設備の写真、使用状況など）、導入後の二酸化炭素削減量について、具体的に記入してください。

2 設備の運用改善の取組結果

※実施した取組の内容（実施開始日、取組の様子の写真、実施状況など）、取組後の二酸化炭素削減量について、具体的に記入してください。

3 今後の方向性について

※上記の結果を踏まえ、今後の省エネ・脱炭素化の取組の方向性を記入してください。

補助金精算書

1 収入

単位：円

区分	予算額	決算額	備考
自己資金			
補助金			
その他（　　）			
合 計	0	0	

2 支出

単位：円

経費区分	予算額 (税抜)	決算額 (税抜)	備考
設備費			
設計費			
工事費			
委託費			
合 計	0	0	

様式13

補助対象経費内訳書

経費区分	品名	備考 (設備の種類・使用 用途等)	金額(円) ※税抜			購入先
			数量	単価	金額計 (数量×単価)	
①設備費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
②設計費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
③工事費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
④委託費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	計				0	
補助対象経費合計 ※税抜					0	

補助金確定額通知書

札産振第 号
令和 年 月 日

様

札幌市長 秋元 克広

令和 年 月 日付けて実績報告のあった、製造業省エネ・カーボンニュートラル モデル事業創出補助金交付要綱に基づく補助金について、同要綱第 14 条の規定により審査した結果、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助対象経費 金 円

補助金確定額 金 円